

様式第 1 号（第 5 条関係）



令和 3 年 4 月 1 日

笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市今立2399
協 議 会 名	今井地区まちづくり協議会
協 議 会 長 名	会長 山口 利勝

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,360,000 円

【添付書類】

- （1）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第 2 号）
- （2）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第 3 号）
- （3）事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- （4）まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- （5）その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 今井地区まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会	年1回	
	理事・代議員会	年2回	
	各部会	年30回	
	地区代表者会議	年2回	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	自主防災事業	【目的】地域住民がお互いに連携し協力し合って自主的な防災活動を行い防災・減災に寄与する。 【効果】あらゆる災害から地域住民の身を守り、安心・安全なまちづくりができる。	防災出前講座・避難訓練等を行う。
	地域交流事業	【目的】郷土に誇りが持て、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりを目的に様々な地域交流活動を実施する。 【効果】地域住民の絆が深まり、住みよい今井地区の活性化ができる。	そば・もち麦の栽培 オープンカフェ・百歳体操の開催 収穫際の開催 指とまフェスティバルの出展 イノシシ駆除対策 花いっぱい事業
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	
		【目的】 【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 今井地区まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,360,000	
その他収入	129,000	
自主財源	129,000	賃借料へ充当
計	1,489,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	550,000	事務局員賃金42,500円×12=510,000円 10,000円×4=40,000円
賃借料	489,000	事務所賃借料488,400円（R2実績）※129,000円は自主財源充当
光熱水費	150,000	電気代12,500円×12ヶ月
運営費	240,000	
消耗品費	23,600	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	30,000	〃
印刷製本費	33,000	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	47,000	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	0	〃
委託料	106,400	〃
	0	〃
活動費	60,000	
自主防災事業	20,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
地域交流事業	40,000	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,489,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

計	240,000	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
事務用消耗品	23,600	コピー代6000円 コピー用紙4000円 インク代13,600円
計	23,600	

食糧費

内 容	金 額	積 算
会議用お茶	30,000	100円×300人
計	30,000	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
広報紙作成	33,000	3回×@11000円
計	33,000	

修繕料

[illegible]

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
事務所ネット接続料	47,000	3900円×12ヶ月
計	47,000	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

委託料

内 容	金 額	積 算
浄化槽管理代	106,400	10ヶ月分（別添見積の維持管理費48,600*10/12=40,500 清掃費64,440 消耗品1,460）
計	106,400	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

自主防災事業

20,000

四

[illegible]

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

事業費計

40,000

月

報償費

旅費

需用費

[illegible]

今井地区まちづくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、今井地区まちづくり協議会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を笠岡市今立 2399 番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域課題の解決に向け、地域の特色、個性を大切にしながら、地域住民の創意工夫と責任のもと、以下に掲げる活動を行うことにより、地域力を高め、住みよい今井地区の活性化を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域に居住する人の生きがいづくり
- (2) 地域住民のコミュニティの場づくり
- (3) 地域の課題の解決
- (4) その他本会の目的に必要な事業

(構成)

第5条 本会は今井地区に居住する住民及び各種団体で構成する。

(種別及び定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 若干名
- (2) 代議員 40 人以内
- (3) 監事 2 人

2 理事のうち、1 人を会長、1 人を副会長とする。

(選任等)

第7条 代議員は各地区及び地域の各種団体から選出する。

2 理事及び監事は代議員の中から選出する。

3 会長及び副会長は、理事の中から選出する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会に出席し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 代議員は代議員会に出席し、地域の課題などを協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。

5 監事は、本会の会計監査を行う。

(任期等)

第9条 役員の任期は、2年とする。再任については最大3期を原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、この役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第11条 本会に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

(種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、第6条の役員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員選任又は解任、職務及び報酬

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。

(2) 役員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(召集)

第16条 総会は、会長が召集する。

(議 長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した役員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、役員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第19条 総会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会議)

第21条 理事は理事会議に出席し、本会の運営について協議する。

(部 会)

第22条 総会及び理事会で決議された事項を実施するため、部会を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第23条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第25条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 協議会事務所設置につき、規約第2条の住所変更を行う。(平成31年4月1日改正)

建 物 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人倉敷かさや農業協同組合と賃借人今井地区まちづくり協議会は、後記表示物件（以下本物件）につき、双方合意のうえ下記条項により賃貸借契約を締結した。よって、その証としてこの契約書2通を作成し、署名押印の上各自1通を所持する。

（賃 料）

税8%時

第1条 賃借人は、本物件を事務所の目的をもって賃料1ヶ月金37,000円也（消費税別）にて借受けるものとする。賃借人は、毎月末日までに翌月分の賃料を賃貸人へ支払うものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、平成30年10月1日より平成31年3月31日までの6ヶ月間とし、期間満了後は4月1日からの1年契約とし、双方協議により、これを更新できるものとする。ただし、特別の取り決めが無い場合は自動更新するものとする。

（譲渡、転貸等の禁止）

第3条 賃借人は、本物件を現状のまま使用し、賃貸人の文書による承諾なしに他の者を同居させたり、賃借権の譲渡、転貸あるいは構造又は造作を変更しその用法に違反する等の行為をしてはならない。ただし、容易に現状復帰できる改装等においてはこの限りではない。

（使用上の注意義務）

第4条 賃借人は、本物件内において危険もしくは、近隣の迷惑となり、あるいは本物件に損害を及ぼすような行為をしてはならない。この場合、賃借人の故意または過失により、本物件に損害をあたえたときは、その損害を賠償しなければならない。

（解除約款）

第5条 賃借人が、第3条、第4条の何れかに違背したときは、賃貸人はこの契約を解除することができる。

（解約予告及び明渡義務）

錢三村進

賃貸人変更に関する合意書

賃貸人：倉敷かさや農業協同組合（以下「甲」という）と賃借人：今井地区まちづくり協議会（以下「乙」という）が平成30年9月25日に締結した建物賃貸借契約書（以下「原契約」という）について、甲の合併を原因とする事由にて、「晴れの国岡山農業協同組合」に甲を変更することで甲・乙は以下のとおり合意したので合意書を作成し締結する。

記

「物件の表示」

岡山県笠岡市今立 2399

鉄筋コンクリート造 瓦葺 2階建 事務所 376.84 m²

事務所前敷地駐車場

第1条（賃貸人の変更）

甲および乙は、原契約における甲の名称の変更に関し、一切の権利・義務及び債権・債務を甲が継承したことを確認する。

第2条（賃借権の保証）

甲は、本物件について乙の賃借権を妨げる瑕疵のないことを保証する。

第3条（本合意書の効力）

本合意書は、契約時（平成30年9月25日）に遡及し、効力を有するものとする。

第4条（原契約の準拠）

甲および乙は、この合意書に記載なき事項について原契約の定めるところに従うこととする。

令和3年 2 月 5 日

甲 住 所 岡山県倉敷市玉島八島1510番地1
氏 名 晴れの国岡山農業協同組合
TEL 代表理事組合長 石 我 城



乙 住 所 笠岡市今立2399番地
氏 名 今井地区まちづくり協議会
TEL 会長 山口 利 勝

